

再生医療協力金 利用規約



本規約はアニコム損害保険株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「再生医療協力金」の支払条件等について定めたものです。再生医療協力金の申請にあたっては、本規約が契約の内容となることを承認の上、申請されるものとします。

第1条（再生医療協力金の概要）

- （1）再生医療協力金は、当社が、動物再生医療技術研究組合（以下、「技組」といいます。）に参加している動物病院（以下、「技組参加動物病院」といいます。）において、技組が提供する細胞による再生医療（以下、再生医療といいます。）を受けたどうぶつの飼い主様（以下、「飼い主様」といいます。）に対し、保険商品・サービスの開発のための再生医療に関するアンケート（以下、「アンケート」といいます。）に回答することを条件として、そのアンケート回答に対する協力金として支払うものです。
- （2）飼い主様が再生医療協力金の支払を受ける場合には、当社が別に定める方法により申請を行う必要があります（以下、申請を行った飼い主様を「申請者」といいます。）。

第2条（申請の方式）

- （1）再生医療協力金の支払を受けようとする場合は、申請者は、再生医療協力金申請書、再生医療を受けた診療明細書及び申請時アンケートその他当社の定める書類を、当社に当社の定める方法によりお送りください。
- （2）申請及びアンケートにかかる費用（郵送費用、通信費用その他一切の費用）は、当社は負担しません。

第3条（アンケートへの回答）

- （1）申請者は、再生医療協力金の申請にあたって、当社の定める方式を遵守し、アンケートへの回答を行わなければなりません。アンケートは、申請時及び申請後に行われる場合があります。
- （2）アンケートには以下の内容が含まれます。
 - ① 再生医療の診療に関する情報
 - ② 再生医療を受ける前と受けた後の写真・動画等の提供
 - ③ 飼い主様のコメント
 - ④ その他当社が保険商品・サービスの開発に必要と判断した情報

第4条（写真・動画等の著作権）

- （1）申請者は当社に対し、前条第2項第2号により提供した写真・動画等（以下、「写真・動画等」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含みます。）を、提供時に無償で譲渡するものとします。
- （2）申請者は、当社及び当社が指定する第三者に対し、写真・動画等に関する著作者人格権を行使しないものとします。

第5条（個人情報の取扱いについて）

（1）個人情報の利用目的

再生医療協力金申請書、アンケートその他の申請者が当社に送付した書類に記載の申請者の個人情報については、再生医療協力金の支払事務の他、再生医療の内容、経過、結果等を分析し、当社及び当社グループの商品・サービスの開発・品質向上のために利用します。

（2）グループ間共有

前項の目的の範囲内で、当社は当社グループ会社との間で共同利用することがあります。個人データ管理責任者は当該個人データを原取得した各会社が管理する者とし、各会社代表者を管理者とします。

（3）技組及び技組参加動物病院からの情報の取得の同意

第1項の目的のため、当社は申請者の個人情報について技組または申請者が再生医療を受けた技組参加動物病院から申請者の個人情報の提供を受ける場合があり、申請者はあらかじめこれに同意するものとします。

（4）再生医療協力金の支払に際し、当社は申請者の個人情報に基づき、技組に対して再生医療を受けた事実について確認する場合があります、申請者はあらかじめこれに同意するものとします。

（5）第1項ないし前項に定めるもののほか、当社の個人情報の取扱い及び第2項に定めるグループ会社の範囲については、当社プライバシーポリシーに従います。

当社プライバシーポリシー <https://www.anicom-sompo.co.jp/privacypolicy/>

第6条（再生医療協力金の支払）

（1）2021年7月15日以降に再生医療を受け、第3条（アンケートへの回答）に定めるアンケートに回答した場合、当社は再生医療協力金として20,000円を支払います。

（2）再生医療協力金の支払は、どうぶつ1頭あたり1回を限度とします。

（3）再生医療協力金の支払総額は2,000万円を上限とします。既払いの再生医療協力金と申請にかかる金額の合計額が2,000万円に到達した時点で再生医療協力金の支払を終了します。

（4）再生医療協力金は、申請者が申請時に指定した口座に振り込むものとし、振込入金金を以て支払が完了したものとします。振込手数料は当社の負担とします。

（5）当社は、再生医療協力金を、当社への申請書類及び申請時アンケートの到達並びに申請内容及びアンケート内容の完備を確認した日の翌日からその日を含めて60日以内に前項の指定口座に振り込むことにより支払います。ただし、次条に定める場合はこの限りではありません。

第7条（再生医療協力金を支払わない場合）

（1）次の場合には申請者から再生医療協力金の申請があつた場合でも、当社は再生医療協力金を支払いません。また、必要に応じて補正、改善等を求める場合があります。

① 申請書類及びアンケートに不備がある場合

② 申請者等が本規約に違反した場合

③ 自らまたは自らの代表者、実質的な経営者が反社会的勢力である場合、または、反社会的勢力への資金提供を行う等、密接な交際を行っていることが発覚した場合

④ その他当社が不相当と判断した場合

（2）前項により再生医療協力金が支払われない場合で、既に第3条（アンケートへの回答）第2項第2号の写真・動画等が提供されていたときは、当社は速やかに当該写真・動画等を廃棄します。

第8条（免責事項）

- （1）当社は、再生医療協力金の支払について、当社の故意または重過失によらない場合には、一切の責任を負いません。
- （2）技組参加動物病院における診療内容について、当社の故意又は重大な過失によらない場合には、一切の責任を負いません。
- （3）当社が責任を負う場合には、申請者に直接かつ通常生じ得る損害の範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとします。

第9条（再生医療協力金内容の変更等）

- （1）再生医療協力金は予告なく変更・中止となる場合があります。
- （2）再生医療協力金の支払範囲外の費用は申請者等のご負担となります。また、再生医療協力金の支払後に、再生医療協力金の支払対象でないことが判明した場合、再生医療協力金の返還を請求する場合があります。

第10条（利用規約の変更）

当社は、この利用規約を変更することがあります。この利用規約を変更するときは、規約を変更する旨及び変更後の内容ならびにその効力発生時期をインターネットその他の適切な方法により周知します。

第11条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

再生医療協力金に関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

附則

2021年7月7日制定

2022年12月8日改定

アニコム損害保険株式会社